年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

山梨国民年金 事案 346

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から同年9月まで

平成7年3月で勤務先を退職し、同年4月からは夫の被扶養者として国民年金第3号被保険者となっていたが、失業給付を受給したので、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続をA町(現在は、B市)役場で行った。役場で発行された納付書で窓口に保険料を納付していたのに未納の記録となっていることは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、失業給付を受給することになり、健康保険の被扶養配偶者を外れたため、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続を役場で行い、役場窓口で保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間直後の平成7年10月分の国民年金保険料が、再度第3号被保険者となったことにより還付されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人が第1号被保険者として保険料を納付していたことがうかがえる。

また、申立人が平成11年3月に当時居住していたC市を転出した際に市が発行した「国民年金被保険者記録連絡票」によれば、申立期間の保険料納付記録について、申立人の主張どおり第1号被保険者として保険料が納付済みであったことが記載されている。

さらに、姓名の振り仮名及び生年月日が申立人と同一である別人の記録と申立人の記録が一つの国民年金被保険者番号に混在して記録されていたことが平成13年に判明し、両人の記録について、新たに国民年金被保険者番号及び基礎年金番号を付番し記録を訂正する処理が行われていることが確認できる。このことから、申立人の記録を作成する過程で行政側の事務処理に何ら

かの不備があり、申立人がC市を転出した時点では納付済みと記録されていた申立期間の納付記録が消失した可能性が考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和42年にA社に入社し、62年に退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。手続は全て会社で行っており、申立期間1か月の保険料のみが徴収されてないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和51年2月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、申立期間当時の担当者等から聴取することができない上、関係資料も見当たらないことから、これを確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和51年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年6月1日から16年6月1日まで A社の勤務時のうち、平成14年6月1日から16年6月1日までの期間の

標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、平成 16 年 6 月 15 日付けで、14 年 6 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成14年から16年分の給与所得退職 所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている総支給金額及び社会保険料 等の控除額は、引き下げ前の標準報酬月額及び保険料額とほぼ一致している。

また、オンライン記録によると、A社の取締役であった申立人の兄について も、平成16年6月15日付けで、14年6月1日に遡って標準報酬月額が9万 8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、平成 16 年 6 月当時、当該事業所において、厚 生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

加えて、A社の元同僚は、「申立人は、当該事業所では、工事部で積算や設計等を担当しており、社会保険事務に関与する立場になかった。」と証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成16年6月15日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について14年6月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年8月26日まで

年金事務所からの連絡で申立期間の標準報酬月額が遡って引き下げられていることを初めて知った。引き下げられた標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日 (平成7年8月26日)は、同年9月20日付けで処理されており、この時点に おいて、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する59万円と記 録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(同年9 月30日)の後の同年10月6日付けで、6年12月1日に遡及して標準報酬月額を11万円に引き下げていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「経理や社会保険に係る事務には関与や権限は無く、会社の社印・社判を管理していたのは事業主であった。また、自身の申立期間における標準報酬月額に係る処理については、全く知らなかった。」と証言している上、当該事業所の監査役であった申立人の妻も同様の証言をしており、元同僚も、「詳しいことは分からないが、申立人は営業の仕事をしていたと思う。」と証言していることから、申立人が社会保険事務について権限を有していた、又は、当該事務処理の執行に当たっていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について6年12月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められ

ないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、 申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け 出た、59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和36年にA社に入社し、平成13年に定年退職するまで同社で継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職務経歴証明書及び雇用保険の記録から、申立人は同社に継続して勤務し(昭和46年4月1日に同社B事務所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事務所における昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案500 (事案366の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月1日から31年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を30年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 10 月頃から 31 年 12 月 1 日まで

私は、昭和28年10月頃から31年12月頃までA事業所に勤めていたが、1か月(昭和31年12月1日から同年同月12日まで)しか厚生年金の加入期間が無く、申立期間も給料から保険料が控除されていたと思うので、第三者委員会に申し立てたが認められなかった。今回、新たな証言が得られたので、再申立てしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、勤務実態について聴取した当時の同僚の記憶が不明確である上、事業所が解散しているため、当時の勤務の実態等を確認できる資料も無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、昭和 30 年 10 月 1 日にA事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した新たな同僚から、「私が勤務している期間、申立人が勤務していたことを記憶している。」とする証言が得られたことに加え、別の新たな同僚が提出した写真に写っている複数の同僚の資格取得日及び喪失日の状況等から、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 12 月 1 日までの間、A事業所に勤務していたことが認められる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間

当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者数は、多くの同僚が証言している当時の当該事業所における社員数とおおむね一致しており、当該同僚は、「自分の厚生年金保険被保険者記録と実際の勤務期間に相違はないと思う。」と証言している上、全員が厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該事業所では申立期間当時、原則として全ての社員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和30年6月1日から31年12月1日までの間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和30年6月から31年11月までの標準報酬月額については、A事業所における申立人の同年12月の標準報酬月額及び30年に入社した同僚や申立人と同世代の同僚で、申立人と同様の業務に従事していた者の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、これらの届出のいずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が記録しないとは考え難いことから、事業主が、昭和31年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年6月から31年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和28年10月頃から30年6月1日までの期間については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(26 万円)に 基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行 していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚 生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められること から、申立期間②の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年6月1日まで

② 平成15年7月25日

給与支払明細書では、入社から退社までの厚生年金保険料額が26万円の標準報酬に対応しているのに、ねんきん定期便では平成15年9月からの標準報酬が22万円に下がっている。また、平成15年7月25日に賞与が支給されて保険料も控除されているのにオンライン記録に反映されていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A法人B事業所の賃金台帳及び申立人の所持する給与明細書から、その主張する標準報酬月額(26 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は社会保険事務所(当時)に対して誤った届出をしたと認めて

いることから、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額から、申立人は、申立期間においてその主張する標準賞与額(3万円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していなかったと思われると回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店(現在は、A社)における資格取得日に係る記録を昭和34年8月1日に、資格喪失日に係る記録を35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から35年2月1日まで

私は、昭和33年9月入社以来、同じ会社に勤めていたのに、申立期間だけが被保険者期間とされていないことが分かった。申立期間が被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和34年8月1日に同社C現場から同社B支店に異動、35年2月1日に同社B支店から同社C現場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等

に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 昭和34年8月から35年1月までの保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認 められる。 山梨国民年金 事案 347(事案 274 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から63年3月まで

私は昭和62年10月31日に会社を退職後、国民年金に加入し国民年金保険料を自治会の集金により納付していた。平成9年にA市役所で保険料の納付状況を確認したところ、未納期間は無いと言われたにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納得できない。申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても申立期間の加入記録は無いこと、ii)申立人の両親は、当時自治会の役員を通じて申立人の保険料を納付したことは無いと証言していること、iii)申立人は申立期間の保険料額は月額1万3,400円ぐらいだったとしているが、昭和62年度の保険料は月額7,400円であり、申立人の記憶とは齟齬があることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、高齢な両親の証言をもって主要な判断材料にしていること等から、前回の決定に納得できないとし、今回、当時のA市における自治会集金の担当者の特定、自治会集金利用者の内訳、自治会からA市及び国に至るまでの事務手続や金銭の流れを明らかにしてほしいと主張した上で再度申し立てているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 348

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年2月まで

ねんきん特別便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。当時住んでいたA市のB区役所及びC市役所(現在は、D市E区役所)から納付書が届き、郵便局か銀行に毎月納付していたことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊の年金手帳及び国民年金被保険者台帳から、申立人は、二つの国民年金手帳記号番号を取得していることが確認でき、国民年金手帳に記載された手帳発行日から、最初にF区において国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年9月頃と考えられ、配偶者が厚生年金保険に加入していることにより同年9月1日付けで任意加入に種別変更後、49年4月25日に被保険者資格を喪失しており、申立期間においては、納付の勧奨等が行われない国民年金の未加入期間となっている。

また、申立人は、C市において別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、昭和54年3月7日に再度任意加入により被保険者資格を取得していることが、別の年金手帳及び国民年金被保険者台帳から確認できるが、制度上、任意加入被保険者は遡って国民年金に加入することはできないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間について、継続して国民年金に加入し、保険料を納付していたのであれば、新たにもう一つの国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 349

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から58年9月まで

ねんきん定期便によると、納めたはずの国民年金保険料が未納とされていた。昭和58年9月頃に、A町役場(現在は、B市役所)年金窓口において、妻が国民年金の加入手続とともに、私の20歳からの未納保険料約40万円を現金で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 9 月頃に、申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 11 月 19 日に夫婦連番で払い出されており、その時点で保険料は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人及びその妻の国民年金納付記録から、昭和58年10月から60年3月までの18か月分10万9,620円を61年1月29日に一括して過年度納付し、60年4月から同年12月までの9か月分6万660円を61年2月21日に一括して現年度納付していることが確認でき、納付した保険料合計額は、夫婦二人分で34万560円となり、申立人の妻は、申立期間以外にまとめて払った記憶は無いとすることから、申立人が一括納付したとする国民年金保険料は、申立期間のものではなく、61年1月29日及び同年2月21日に一括納付した二人分の国民年金保険料と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を一括納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月6日から同年10月1日まで

② 昭和45年1月13日から同年6月21日まで

③ 昭和45年6月21日から46年9月16日まで

④ 昭和47年2月4日から同年6月30日まで

私は、脱退手当金という言葉も知らなかった。昭和 47 年 12 月 25 日 に脱退手当金を受け取っているという記録になっているが、その月は、子供を流産し実家に帰っていた。私以外の者が受け取ったとしか考えられないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄内には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和47年12月25日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年12月29日まで A社に勤務していた時の平成4年10月から5年11月までの期間の標 準報酬月額が、当時の給与額と比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、 平成4年10月から5年9月まで22万円と記録されていたところ、5年2 月10日付けで、遡って9万8,000円に引き下げられていたことが確認で きる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、 平成3年3月20日から6年2月8日まで、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額が遡って引き下げられたことについて、 知らなかったと主張しているが、会社からの届出がされていないにもかか わらず、社会保険事務所(当時)が、代表取締役であり、かつ社会保険関 係事務の責任者であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与 も無しに無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する 責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正 処理に関与しながら当該処理の無効を主張することは信義則上許されず、 申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和44年7月1日から45年8月1日まで昭和40年3月A社(現在は、B社)に入社し、C事業所に勤務し、申立期間は、同じグループ内企業のD社に出向していた。この期間は、C事業所での給料に加え出向手当金月額1万円と住宅手当月額1万2,000円から1万5,000円が支給されていた。それにもかかわらず、44年春の昇給分と前期手当によるアップが標準報酬月額に反映されていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、その標準報酬月額は、出向前のA社における昭和 43 年8月1日から 44 年7月1日までの期間及び申立期間であるD社における同年7月1日 から 45 年8月1日までの期間 13 か月について、全ての期間が 3 万 3,000 円と記録されている。

一方、申立人と同様、昭和 44 年7月1日にA社からD社に異動した者 8名(申立人を除く)の年金記録をみると、同一職種であった4名のうち 3名の同社における標準報酬月額は、2名が申立人と同じ3万3,000円、もう1名は3万円であり、同社の資格取得日前のA社における標準報酬月額もそれぞれ3万3,000円、3万円と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている事情は見当たらない。

また、申立人が提出した昭和 45 年分給与所得の源泉徴収票に記載されたD社に係る社会保険料から試算した厚生年金保険料は、少なくとも3万3,000 円を上回る標準報酬月額に見合う保険料は控除されていないと推認

され、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

さらに、D社の後継事業所であったE社は既に廃業しており、当時の関連資料は残っていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月1日から平成2年2月1日まで

② 平成2年2月1日から7年11月29日まで

会社を法人にしたのが昭和59年10月であり、事業内容は塗装、防水工事の受注だった。受注のためには従業員全員が社会保険に加入していなければならず、社会保険の加入は、同年同月であったと思う。

また、報酬月額についても法人化した当初から 65 万円であり、最後 まで変更は無いはずであり、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が申立期間①及び②を含む昭和59年9月17日から平成16年10月1日まで、当該事業所に代表取締役として在籍していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年2月1日であることが確認でき、申立期間①の期間は、 当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、申立期間①の期間の国民年金保険料を納付している 上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成2年2月1日 に資格取得している他の従業員3名全員についても同期間の国民年金保 険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳の厚生年金保険の記号番号はA社が厚生年金保険新規適用事業所となった際に新たに払い出されたものであり、「初めて上記被保険者となった日」は平成2年2月1日

と印字されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成2年2月1日から7年5月1日までの期間について、申立人は、報酬月額は65万円であったと主張しているが、厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の関連資料の提出は無い上、ほかに保険料控除額の確認できる関連資料は見当たらない。

また、オンライン記録では、不自然な遡及訂正等がなされた形跡は無い上、事業主から提出された被保険者資格取得届の報酬月額及びその後、毎年事業主から提出される被保険者標準報酬算定基礎届により記録される複数回の算定記録も50万円と記録されており、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届出の処理を誤ったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成2年2月1日から7年5月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、平成7年5月1日から同年11月29日までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(7年11月29日)と同日付けで7年5月1日に遡及して標準報酬月額が26万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、前述のとおり申立人は、申立期間②当時、当該事業所の代表取締役であり、「社会保険に関する事務も自身で行っていた。」と供述していることから、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、平成7年5月1日から同年11月29日までの期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

3 ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1項ただし書きでは、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金

保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間①について、申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されており、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書きに規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から平成2年4月1日まで 18歳でA社に入社し、定年になるまで勤めていた。特殊な免許を持 ち、休みは雨の日くらいという状態で、朝7時頃から働いていた。社 会保険に加入していたことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立期間当時、申立人がA社でB業務等の従事者として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の事務担当者は、「申立人の厚生年金保険料の控除は、平成2年4月1日からである。」と回答している上、申立人と同時期に厚生年金保険に加入した複数の同僚は、「現場労働者のうち最初から厚生年金に入るのは、監督職のような社員であり、日給月給の者は入らず、会社から国民年金に入るように指示されていた。」と証言している。

また、オンライン記録によると、日給月給者であった申立人が、国民年金制度が発足した時から厚生年金保険被保険者となる平成2年3月までの間、国民年金保険料を納付(うち免除2年)していることが確認できる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険に加入した他の同僚は、平成2年頃に厚生年金保険に加入させてもらえるよう会社と交渉したことを覚えており、その証言のとおり、A社に以前から勤務していた5人(申立人を含む)の厚生年金保険の資格取得が同年4月1日付けで行われ、厚

生年金保険被保険者番号が5人連番で払い出されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。